

笠間市立稲田中学校の運動部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- 学期中週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加や練習試合等で3時間を超えて活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。但し、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1ヶ月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り替えることも可とする。
 - ※ 週当たりの休養日の設定は、土曜日から数えて設定をする。
 - 月曜日は原則として活動を休みとする。但し、総体・新人大会の1ヶ月前の期間、及び大会日になっている場合は、校長の許可を得る。
- 夏季休業中の8月13日～15日、12月29日～1月3日、県民の日は、休養期間とする。
- 定期テスト（中間、期末）3日前から前日まで、部活動は実施しない。
- 長期休業中（夏季、冬季、学年末・始）における休業日の設定は、学期中の休養日に準じた扱いをする。
- 当初計画した休養日にやむを得ず活動する場合は、生徒及び保護者の同意を得て、校長の許可を得る。別の日に休養日を振り替える。
- 毎月第3水曜日は、部活動のない日とする。
- 長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。

3 運動部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日2時間を上限、休業日は3時間を上限とする。
- 1週間当たりの上限は11時間とする。（練習試合や大会等の当日を除く。）
 - ※ 休業日の活動時間の3時間は「本練習に係る時間」と考える。本練習前後における準備や片付け、ミーティング等の時間は含まないが、それを理由に活動時間が長時間にならないように適切な時間設定をする。

4 運動部活動の朝の活動について

- 原則として、朝の活動は行わない。
～特例として朝の活動を実施する場合～
 - ① 大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振り替える必要がある場合。
 - ② 通常の部活動とは別に、期間限定の活動を行う必要がある場合。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 茨城県中学校体育連盟及び市町村教育委員会が定める参加する大会数が上限の目安等を超えることがないように、校長が参加する大会を精査する。
※ 県総体・県新人大会を含め、1ヶ月当たり1大会程度を目安とする。

6 文化部の活動について

- 運動部活動に係る活動方針に準じた扱いをする。

7 入部・転部について

- 入部は任意とする（令和3年度より変更）。
- 転部をする場合は、本人と保護者が顧問や学級担任と話し合いの上、転部することができる。

8 各部における効率的・効果的な活動の推進

- 安全対策について
 - ① 日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。
 - ② 顧問は、万が一に備え、緊急対応についても対処の仕方を確認しておく。特に熱中症については、環境省から出される「暑さ指数（WBGT）」等を参考にし、生徒の安全に対処する。
- 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進について
 - ① 生徒の心身の健康管理，事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ② トレーニングの効果を得るために、計画的に休養を設定する。
 - ③ 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒の自主性を尊重する活動を行う。
- 保護者・地域との連携
 - ① 部活動保護者会の実施
年度初めに各部は部活動保護者会を実施し、学校及び各部の活動方針や年間スケジュール等を示し、理解を得る。また、部活動外部指導者や部活動指導員が配置されている場合は、年度当初の部活動保護者会で紹介をし、保護者との連携を図る。
 - ② 保護者・地域とのパートナーシップの醸成
生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、部活動について相談しやすい雰囲気醸成する。

9 地域移行の推進

- 令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。

10 その他

- 部活動顧問は活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。学校ホームページ等で公表する。
- 別添「稲田中学校部活動のきまり」を参考にする。